

令和 7 年 6 月橋本市議会定例会会議録（第 7 号）

令和 7 年 6 月 27 日（金）

議事日程第 7 号

令和 7 年 6 月 27 日（金） 午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 7 号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 9 号 財産の貸付について

日程第 4 請願第 6 号 「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に提出することの請願について

日程第 5 委員会提出議案第 1 号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書について

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 7 号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について と、日程第 3 議案第 9 号 財産の貸付について

日程第 4 請願第 6 号 「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に提出することの請願について

日程第 5 委員会提出議案第 1 号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書について

議員定数 18 名

出席議員 18 名

1 番 森 下 伸 吾 君	2 番 板 橋 真 弓 君
3 番 岡 本 喜 好 君	4 番 梅 本 知 江 君
5 番 阪 本 久 代 君	6 番 高 本 勝 次 君
7 番 岡 弘 悟 君	8 番 田 中 博 晃 君
9 番 堀 内 和 久 君	10 番 垣 内 憲 一 君
11 番 岡 本 安 弘 君	12 番 小 林 弘 君
13 番 田 中 和 仁 君	14 番 南 出 昌 彦 君
15 番 辻 本 勉 君	16 番 土 井 裕美子 君
17 番 石 橋 英 和 君	18 番 中 本 正 人 君

説明員職氏名

市 長 平 木 哲 朗 君	副 市 長 小 原 秀 紀 君
教 育 長 今 田 実 君	病院事業管理者 古 川 健 一 君

総合政策部長 井上稔章君
経済推進部長 三浦康広君
農業委員会事務局長
危機管理監 大岡久子君
会計管理者 兼井和彦君
教育部長 岡一行君
病院事務局長 池之内正行君
監査委員事務局長 岩坪恭子君
政策企画課長 辻本真吾君

総務部長 中岡勝則君
健康福祉部長 犬伏秀樹君
建設部長 石井隆博君
上下水道部長 堤健君
消防長 永井智之君
選挙管理委員会事務局長 辻本昌亮君
財政課長 三嶋信史君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 笹山 奨
議事調査係長 中井 ユリ

議会事務局次長 森本和也

(午前9時30分 開議)

○議長(田中博晃君) おはようございます。
ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長(田中博晃君) これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

総務経済委員会委員長 田中君から、令和7年6月20日付をもって議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(田中博晃君) これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番 高本君、16番 土井君の2名を指名いたします。

日程第2 議案第7号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について と、日程第3 議案

第9号 財産の貸付について の2件

○議長(田中博晃君) 日程第2 議案第7号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について と、日程第3 議案第9号 財産の貸付についての2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生建設委員会委員長 2番 板橋君。

[2番(板橋真弓君)登壇]

○2番(板橋真弓君) 皆さま、おはようございます。ただ今、議長のお許しを頂きましたので、朗読をもって委員長報告をさせていただきます。

去る6月19日の本会議において本委員会に付託された、議案第7号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第9号 財産の貸付について を審査するため、6月23日及び同月25日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第7号は賛成多数で、議案第9号は全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

議案第7号は、橋本市民病院の特別の療養

環境の提供に係る使用料（個室料金）について、近隣病院の水準を勘案し見直しを行うものです。

委員から、個室料金の値上げによって、患者が個室を選択しなくなる、または他の病院に流れるといった影響が出るのではないかと、ただしがあり、患者が病院を選ぶ理由として、まず医療の質や利便性を重視すると考えられるため、今回の個室料金の改正による影響は想定していないとの答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、橋本市民病院の経営状況が厳しいということは認識しているが、経営改善の一環として個室料金の値上げをすることは市民の負担が増えるため、本議案に反対するとの討論がありました。

原案に賛成の立場から、橋本市民病院の厳しい経営状況を踏まえ、個室料金を市内料金・市外料金ともに値上げをすることで経営改善を図ることは必要であるため、本議案に賛成するとの討論がありました。

議案第9号は、閉園となった旧紀見保育園について、園舎等を有効に利活用し、橋本市の福祉向上等に寄与するため貸付けの公募を行ったところ、株式会社COREの1社から就労継続支援B型事業所や地域食堂などに活用する旨の申請があり、紀見保育園施設利活用事業提案選定委員会において審査した結果、合格点に達し選定されたため、令和10年3月31日まで有償で貸し付けるものです。

委員から、同社の就労継続支援B型事業所の事業経験について、ただしがあり、今回が初めてであるとの答弁がありました。

どのように運営していく予定かと、ただしがあり、従業員及び利用者について一定数の確保が見込まれており、県の指定を受けた後、事業を開始する予定であるとの答弁が

ありました。

貸付け期間中に施設の修繕が必要になった場合について、ただしがあり、同社による修繕を行っていただく旨の契約を締結する予定であるとの答弁がありました。

以上で報告を終わります。議員各位のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（田中博晃君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第7号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君）おはようございます。議案第7号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

個室料金を市内、市外とも2,200円増額することにより、年約3,000万円の増収が見込まれるということです。個室の利用はご本人の希望によるとはいえ、増収を市民などの負担によってやるということに賛同できませんので、反対いたします。

○議長（田中博晃君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正

する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(田中博晃君) 起立多数であります。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中博晃君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号 財産の貸付について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中博晃君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 請願第6号 「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に提出することの請願について

○議長(田中博晃君) 日程第4 請願第6号「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に提出することの請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長 13番 田中君。

〔13番(田中和仁君) 登壇〕

○13番(田中和仁君) おはようございます。委員長報告させていただきます。

去る6月19日の本会議において本委員会に付託された、請願第6号 「刑事訴訟法の再

審規定の改正を求める意見書」を国に提出することの請願について を審査するため、6月20日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下、その概要を報告します。

請願第6号の趣旨は、えん罪被害者の人権救済を実効的なものにするため、刑事訴訟法の再審規定の改正を求めるものである。現行法では再審請求の手続きや証拠開示に明確な規定がなく、裁判官や検察官の裁量により対応が異なるといった問題がある。また、再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより再審開始が遅れる事例も多い。

よって、国に対し、再審請求の手続き規定の整備や証拠開示の制度化、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止する改正を行うことを求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、請願紹介議員に対し、再審開始決定に対する検察官の不服申立てについては法律上認められているため、禁止するのではなく一定の制限を設けるような内容の意見書にしてはどうか とのただしがあり、請願の内容はあくまでも申立てを禁止することである。意見書の内容を修正する場合は、委員会で協議されたい との答弁がありました。

討論に入り、賛成の立場から、現在600を超える地方議会が本請願を採択しており、国会においても超党派の国会議員連盟による再審制度の見直しをめざした動きがある。えん罪被害者の救済に向け、早急に再審規定の改正が必要であると考えため、本請願に賛成する との討論がありました。

以上で報告を終わります。

○議長(田中博晃君) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5 番 阪本君。

〔5 番（阪本久代君）登壇〕

○5 番（阪本久代君）請願第 6 号 「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に提出することの請願について、採択に賛成の立場で討論を行います。

委員会提出議案の意見書に賛成いたしますが、紹介議員としましては請願が不採択になったのは本当に残念です。再審請求手続きで再審開始決定が出ても、それだけで元被告人の無罪が決まるわけではなく、その後やり直しの裁判が始まり、そこで改めて有罪か無罪かが判断されます。裁判官が一旦再審開始決定を出したということは、過去の有罪判決に合理的な疑いがあるということです。検察官は、やり直しの裁判で改めて元被告人がやはり有罪であるという主張、立証をすればいいのです。

しかし、実際は検察官が再審開始決定に対する不服申立てを繰り返すことによって、再審公判が始まるまでにとても長い時間がかかり、今も無実の人が苦しめられているのです。

したがって、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することは必要なことだと思います。

以上をもって採択に賛成の討論といたします。

○議長（田中博晃君）次に、採択することに反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、これ

をもって討論を終結いたします。

これより、請願第 6 号 「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に提出することの請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中博晃君）起立少数であります。

よって、請願第 6 号は不採択と決しました。

日程第 5 委員会提出議案第 1 号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書について

○議長（田中博晃君）日程第 5 委員会提出議案第 1 号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会委員長 13 番 田中君。

〔13 番（田中和仁君）登壇〕

○13 番（田中和仁君）委員会提出議案第 1 号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

えん罪は重大な人権侵害であり、えん罪被害者の救済は極めて重要な課題です。しかしながら、再審請求手続きに関する規定は現行法では不十分であり、特に証拠開示の在り方について、明確な制度がなく、裁判官や検察官の裁量により対応が異なる問題があります。

また、再審開始の決定に対して検察官が繰り返し不服申立てを行うことで、再審の開始が長期間遅れる事例も見られます。

こうした問題を受け、本意見書では、1、再審請求の手続き規定を整備すること。2、再審請求手続きにおける証拠開示を制度化すること。3、再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。以上、三点

について、刑事訴訟法の改正を国に求めるものです。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、説明といたします。

○議長（田中博晃君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案1件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

この際、報告いたします。

総務経済委員長、文教厚生建設委員長、議会運営委員長及び新庁舎建設特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規

則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をいたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

委員長申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員長申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（田中博晃君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（田中博晃君）閉会にあたり、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）6月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、提案させていただきました案件に対し、慎重なるご審議の上、ご承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。

審議の過程において頂いたご意見、ご指摘等につきましては、今後十分その意を踏まえ調査、研究を重ねるとともに、ご承認いただいた予算を効果的に執行してまいります。

このたび、新たに観光振興アドバイザーとして、本市出身の世界的尺八奏者の辻本好美さんにご就任いただきました。国内外で活躍されている辻本さんは、メジャーデビュー10周年を迎えられ、今月上旬には本市でも記念コンサートを開催されました。これからも辻本さんの音楽活動を通じて、橋本市の豊かな

自然や柿をはじめとする特産の農産物、また地場産品など、本市が誇る資源を全国そして世界に向けて発信していただけることを期待しています。

今後も橋本市に関わってくださる皆さまの力をお借りしながら、本市のまちづくりの発展につなげてまいります。

また、FOOD TRUCK FESTIVAL With はしもとマルシェやハシログSUMMIT 2025、第16回あじさいまつりは、たくさんの人でにぎわい、地域の皆さまによる活力あるすばらしい催しとなりました。

これから夏本番に向け、各地区の公民館で地域での盆踊り大会やイベントが行われ、さらに、8月には本市の夏の風物詩でもあります紀の川橋本SUMMERBALL2025が開催されます。昨年に引き続き安全に開催できるよう、熱中症への対策など細心の注意を払い準備をしております。夜空に咲く約3,000発の光の大輪を楽しんでいただけたらと思います。

明日、県立体育館において、利他の蓮華イベントが開催されます。これは、未来を担う市内の小・中学校の児童生徒約3,900人が夢や希望を込めて書いた和紙を幅1.8メートルの大きな折り紙のオブジェに貼りつけ、利他の心や命の大切さを世界に向けて発信するものです。

折り紙のオブジェを開くと約2メートルの大きな蓮華になり、完成後は大阪・関西万博

の和歌山ゾーンやイタリア館に展示されます。

利他の蓮華は、他者を思いやる心を清らかに咲くハスの花に例えて表現したもので、思いを書いた作品を制作する感動と、子どもたち一人ひとりが自らの言葉で思いを表すこの取組みは大変すばらしく、関係者の皆さまへ感謝を申し上げます。本市としても、このような子どもたちの感性を育む取組みを今後とも支援してまいりたいと考えております。

次に、昨年度に引き続き、市政報告会を7月に市内8か所で開催します。本市の現状や今後の施策について、市民の皆さまに直接報告し、意見交換を通じて、まちづくりを共に進めていく機会としており、皆さまの意見を伺いながら、持続可能な元気なまちにしていきたいと考えています。議員の皆さまにおかれましても、ぜひご参加いただければと思います。

梅雨明けとともに夏本番を迎えるにあたり、猛暑や激しい雨など、気象の変動に対し、気を引き締めて対処し、安心安全な市民生活を守る取組みを進めてまいります。

議員各位におかれましても、健康には十分留意されるとともに、今後ともご意見ご指導賜りますようお願いを申し上げ、6月市議会定例会の閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）これにて、令和7年6月橋本市議会定例会を閉会いたします。

（午前9時53分 閉会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議 長 田 中 博 晃
6 番 議 員 高 本 勝 次
16 番 議 員 土 井 裕 美 子